



情報マネジメントシステム（IMS）

IMS 認定シンボル使用規定

JIP-IMAC510-6.0

2025 年 7 月 8 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル内
URL <https://isms.jp/>

ISMS-AC の許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改訂箇所（改訂理由）	備考
1.0	2002.4.1	初版	
2.0	2007.4.1	ISMS、ITSMS 認証機関及び要員認証機関向けの共通化を図り、名称及び番号を変更。 ISO/IEC17011 への整合、表現の適正化。 審査登録機関⇒認証機関。事業者⇒組織 4.2 b) 但し以降を追加。 8.2 違反に対する処置方法明記	
2.1	2008.11.12	2.3 要員認証機関の認定シンボル表示を追加 4.1e) の変更	
2.2	2010.3.15	2.1 認定種別の説明追加 2.3 BCMS 認証機関を含む表示例を追加	
2.3	2011.4.1	2.1、2.3、3.3 認定シンボル仕様変更を反映 付則 変更後の認定シンボルへの移行期限を明記 協会名称の変更	
2.3a	2011.12.26	協会住所、電話・FAX 番号の変更	
3.0	2015.4.15	2.3 CSMS を追加及び Personnel を Persons に変更 付則 「認定シンボルの仕様変更に伴い」 及び 「変更前」を削除	
4.0	2017.4.1	認定機関名称及び認定シンボルの変更を反映 6.3 適合性評価機関が認定の一時停止を受けた場合の、認証組織の認定シンボル使用に関する取扱いを変更 附則を削除	
5.0	2018.9.12	9.として、IAF MLA マーク使用に関する内容を追記。	
5.1	2019.4.1	認定機関名称の変更 JIS Q 17011:2018 及び IAF Resolution 2016-17 への対応	

6.0	2025.7.8	CSMS の認定終了及び AIMS の認定開始に伴う変更（2.3 の複合表示） 規格要求事項への整合（5.2 認定シンボルの使用の禁止） IAF PL9 に基づく IAF CertSearch マークの使用に関する取扱いを追加	
-----	----------	---	--

目 次

1. 適用範囲
- 1.1 本書の目的
- 1.2 用語の説明
2. 認定シンボルのデザイン
- 2.1 認定シンボルの基本構成
- 2.2 認定シンボルの作図及び色の指定
- 2.3 認定シンボルの具体的な表示例
- 2.4 認定シンボルデータの提供
3. 認定シンボルの表示条件
- 3.1 認定シンボルの構成条件
- 3.2 認定シンボルの縮小または拡大
- 3.3 認定シンボルを並べて表示する場合
4. 認定シンボルの使用条件
- 4.1 基本条件
- 4.2 認定された範囲の明確化
- 4.3 適合性評価機関の登録証等への認定シンボルの表示
- 4.4 組織として使用可能な範囲
5. 認定シンボル使用上の制限
- 5.1 有効期限
- 5.2 製品・場所に対する使用の禁止
6. 認定シンボルの使用中止
- 6.1 適合性評価機関の認定範囲縮小時
- 6.2 組織の認証範囲縮小時
- 6.3 適合性評価機関の認定の一時停止に伴う処置
- 6.4 適合性評価機関の認定登録の取り消し
- 6.5 組織の認証の取り消し
7. 認定シンボルを使用できなくなった場合の処置
- 7.1 適合性評価機関の認定シンボルデータの処置
- 7.2 組織の認定シンボルデータの処置
8. 違反に対する処置
- 8.1 適合性評価機関が違反した場合
- 8.2 組織が違反した場合
9. IAF MLA マークの使用
10. IAF CertSearch マークの使用

1. 適用範囲

1.1 本書の目的

本規定は、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(以下、本センターという)の認定シンボル(以下、認定シンボルという)を、認定された適合性評価機関、及び認証機関に認証された組織が、認定基準及び関連する規格に基づいて使用する場合の表示条件及び使用条件について定めるものである。

なお、認証された組織に対しては、認証を授与する認証機関が、認定シンボルの使用に関する文書化した手順を作成しなければならない。

要員認証機関に登録された審査員、及び承認された審査員研修機関は、認定シンボルを使用できない。

1.2 用語の説明

本規定では下記用語を使用する。

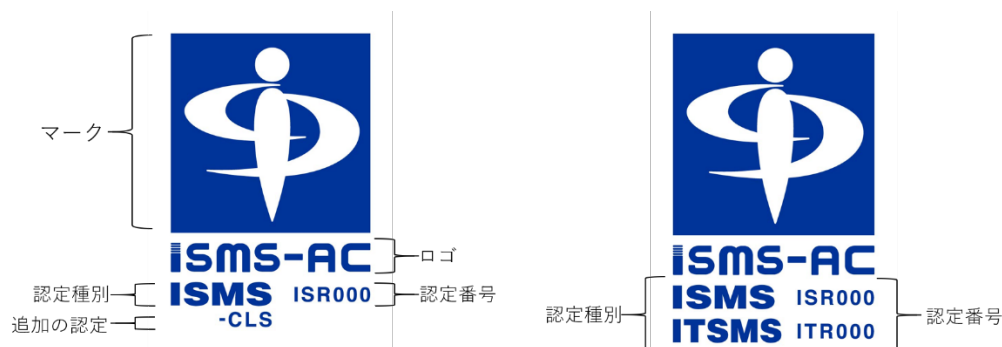
- 1) 適合性評価機関：認証機関及び要員認証機関の総称。いずれか一方を示す場合は、認証機関又は要員認証機関という。
- 2) 認定シンボル：認定機関が適合性評価機関を認定登録したことを示すために交付するシンボル。
- 3) 認証登録証：認証機関が組織に対して発行する適合性を証する文書。
- 4) 審査員登録証：要員認証機関が審査員に対して発行する適合性を証する証明書。
- 5) 認定番号：本センターが適合性評価機関に付与する認定登録の番号。
- 6) 認定シンボル規定：JIP-IMAC500（IMS 認定シンボル規定）

2. 認定シンボルのデザイン

2.1 認定シンボルの基本構成

本センターの認定シンボルは、マーク、ロゴ、認定種別（マネジメントシステム名）及び認定番号により構成される。認定種別には、追加の認定を表す文字列を添えることがある。

備考：下図は認定シンボルの構成例を示す。



2.2 認定シンボルの作図及び色の指定

認定シンボルの作図、色等は認定シンボル規定による。

備考：認定シンボルを印刷物に表示する場合の色は原則として下記指定色とする。

プロセスカラーの場合：(C100%+M70%)

特殊印刷色の場合：(DIC220) 1 色

ホームページや電子情報に表示する場合の色指定は原則として下記とする。

WEB カラースライダーで指定の場合：(003399)

RGB カラーで指定の場合：(R=000,G=051,B=153)

2.3 認定シンボルの具体的な表示例

ISMS 認証機関
単独の場合



認証機関複合表示の場合



要員認証機関の場合



2.4 認定シンボルデータの提供

本センターは、認定された適合性評価機関に認定シンボル規定（清刷りを含む）及び認定シンボルの電子データを提供する。認定シンボルを使用可能な組織に対しては、認証機関経由でこれらのデータを提供できる。

3. 認定シンボルの表示条件

3.1 認定シンボルの構成条件

適合性評価機関、組織が認定シンボルを表示する場合は、特に理由がある場合を除き、認定番号と共に表示しなければならない。

3.2 認定シンボルの縮小または拡大

認定シンボルを縮小または拡大して表示する場合は、寸法比を認定シンボル規定と同一

としなければならない。

縮小する場合の最小サイズは、各部が明瞭に識別できる範囲としなければならない。

3.3 認定シンボルを並べて表示する場合

認証機関から登録を受けた組織が認定シンボルを表示する場合は、認証機関の認証のマークと共に表示しなければならない。認定シンボルのみを単独で表示することはできない。

この場合、認証機関の認証のマークと認定シンボルの関係が明確で、かつ両者が明確に識別できなければならない。

備考 1：登録を受けた組織が認証機関の認証のマークを表示する場合、当該認証機関が本センターから認定を受けていることを示す為に、認定シンボルを並べて表示することが望ましい。

備考 2：認証のマークと認定シンボルを並べて表示する場合、両者が同一のマネジメントシステムに基づくものであることを示すために、両者を枠で囲むことが望ましい。



認証機関のマークと認定シンボルを並べて表示する場合の例

4. 認定シンボルの使用条件

4.1 基本条件

- a) 適合性評価機関は、本センターから認定を受けていることを明示するために、認定シンボルを使用することができる。
- b) 認証機関に認証された組織は、当該機関が本センターに認定されたことを示すために、認定シンボルを各機関の認証のマークと共に使用することができる。認証機関は、この使用のための条件を文書化した手順を持ち、組織に提示しなければならない。この手順には、認定シンボルの誤った使用や誤解を招くような使用法の監視、防止や違反に対する処置を含まなければならない。
- c) 認定された適合性評価機関及び認証された組織は、認定シンボルを本規定及び認定シンボル規定に従って使用しなければならない。
- d) 認定シンボルは、特記のない限り認定又は認証された範囲内で使用することができる。
- e) 認定シンボルは、本センター以外の認定機関の認定シンボルと併せて表示できる。

4.2 認定された範囲の明確化

- a) 認定された適合性評価機関はその認定された地位を、認証された組織はその認定さ

れた認証の地位を示すために、認定シンボルを使用できる。

- b) 認定された適合性評価機関はその認定された地位を、認証された組織はその認定された認証の地位を、コミュニケーション媒体において主張できる。
- a)、b)いずれの場合においても、認定、認証された範囲を明記しなければならない。

4.3 適合性評価機関の登録証等への認定シンボルの表示

認証機関から組織に発行する認証登録証、要員認証機関から審査員に発行する審査員登録証及びこれに準ずる証書等に対して、認定シンボルを使用するか又は本センターに認定されていることについての言及を含めなければならない。

適合性評価機関が認定シンボルを名刺に表示できるのは、認定された範囲の業務に従事する要員が使用する場合のみとする。

4.4 組織として使用可能な範囲

認証機関は、認証した組織に対して、認定された認証の地位を示すために認定シンボルを使用させることができる。

認証された組織が認定シンボルを名刺に表示できるのは、認定された認証を受けた適用範囲の業務に従事する要員が使用する場合のみとする。

5. 認定シンボル使用上の制限

5.1 有効期限

認定シンボルは、適合性評価機関の認定有効期限内においてのみ使用できる。

5.2 認定シンボルの使用の禁止

認定シンボルは、製品、プロセス若しくはサービス（又はその一部）が認定機関によって認証又は承認されたと暗示するような使用をしてはならない。

6. 認定シンボルの使用中止

6.1 適合性評価機関の認定範囲縮小時

適合性評価機関は、認定された範囲を縮小した場合、縮小した範囲に関する認定シンボルの使用を中止しなければならない。

また、認定範囲縮小により認定シンボルを使用できなくなった対象者に対して、名刺での使用を含め認定シンボルの使用を中止させなければならない。

6.2 組織の認証範囲縮小時

認証機関は、組織が認証された範囲を縮小した場合、組織に対して 6.1 と同様の処置を講じなければならない。

6.3 適合性評価機関の認定の一時停止に伴う処置

一時停止中の認証機関に新規に認証された組織は、認証機関の一時停止が解除されるまで認定シンボルを使用できない。

6.4 適合性評価機関の認定登録の取り消し

適合性評価機関は、認定を取り消された場合、認定シンボルの使用を中止しなければならない。また、認定を取り消された場合は、認証した組織に対しても認定シンボルの使用を中止させなければならない。

6.5 組織の認証の取り消し

認証機関は、組織が認証を取り消された場合、組織に対して認定シンボルの使用を中止させなければならない。

7. 認定シンボルを使用できなくなった場合の処置

7.1 適合性評価機関の認定シンボルデータの処置

適合性評価機関は、認定シンボルを使用できない状況になった場合、認定シンボルに関するデータを廃棄しなければならない。

7.2 組織の認定シンボルデータの処置

認証機関は、認証した組織が認定シンボルを使用できない状況になった場合、組織に対して認定シンボルに関するデータを廃棄させなければならない。

8. 違反に対する処置

8.1 適合性評価機関が違反した場合

適合性評価機関が本規定に違反した場合、本センターは是正要求、認定シンボルの使用中止、認定の一時停止又は取消し、違反の公表、又は必要に応じて法的処置や他の適切な処置を講じる。

8.2 組織が違反した場合

認証機関は、認証した組織が本規定に違反した場合には、当該組織に対して 8.1 項に準じた処置を講じなければならない。

違反した組織に対して処置を講じた認証機関は、その結果を記録し、本認定センターが必要に応じて利用できるようにしなければならない。

9. IAF MLA マークの使用

認証機関は、本センターが国際認定フォーラム（IAF）から承認されている国際相互承認協定（MLA）の範囲において、「IAF ML 2: General Principles on the use of the

IAF MLA Mark」に従い IAF MLA マークを使用することができる。認証機関が IAF MLA マークの使用を希望する場合は、本センターとの間で使用許諾契約を結ぶこととする。

10. IAF CertSearch マークの使用

認証機関及び認証エンティティは、IAF PL 9（IAF CERTSEARCH マークの使用に関する一般原則）の規定に従って IAF CertSearch マーク（汎用マークを含む）を使用することができる。

認証機関は、IAF PL 9 の規定に従い、以下を実施しなければならない。

- ・ IAF PL 9 箇条 3.2 認証エンティティによる IAF CERTSEARCH マークの使用のうち、関連する規定を顧客との契約上の取決めに含めなければならない。
- ・ 認証エンティティによる IAF CertSearch マークの誤使用があった場合には、認証の一時停止のプロセスを開始しなければならない。